**教会バザーを何故やめざるを得なかったのか**

カトリック赤堤教会誌｢野の百合｣原稿　20191208\_2　齋藤旬

「教会バザーをやめる？ どうして、何故？」と多くの皆さんが私に尋ねてきます。「大切なバザーをやめたくない」と残念に思い、疑問を感じ私に尋ねてきます。この質問は私を困らせます。なぜなら私も「やめたくない」からです。私も皆さんと同じ様に残念に思っているからです。

教会を取り巻く状況は、想像以上に悪化してきています。これに気づいた私は緊急対応として「取り止め」を進言せざるを得なかったのです。以下、状況悪化に関し私の「見立て」を述べます。活発な議論の呼び水となり、より適切な対応策へと繫がることを期待します。

皆さんは驚かれるかもしれませんが、この地上世界には、教会バザーをやめさせるのが「義」だ、と考える人達がいます。税務当局です。彼等はこう考えます。「税金を払わない教会が物・サービスを一般の人に安く売ると、税金を払って適正価格で商売をしている一般の人達が迷惑する」と。

詳しく言うと「税金を免除された教会が一般市場において物品販売業をすれば、税金を払って（即ち税コストを価格に組み込んで）物品販売業をする一般の人達が困る。それは一般市場を乱す不正廉売、民業圧迫だ」と税務当局は考えます。

教会は、様々な税を免除されています。教会と類似の活動を行っているのに免税とされない事業例として、冠婚葬祭を行う非宗教系の民間祭場を挙げることができます。この様な民間祭場には、その事業所得から法人税を国に納める義務、その建物・敷地にかかる固定資産税を地方自治体に納める義務、その事業が生み出す付加価値の10％を消費税として国と地方自治体に納める義務、等があります。他方、教会は冠婚葬祭を行っても、それが宗教活動だと税務当局に認められる限り、その様な納税義務がありません。

「どうも腑に落ちない…。」と思う方もいるかもしれません。「バザーで得た収益を全て被災者救済の寄附に回すのだから、即ち、善いことをしているのだから、税金を納めなくていいはずだ」と。しかし税務当局はそうは考えません。「被災者救済のためにボランティア活動をする一般の人達は、きちんと税金を払って自分達の生活を営む中で、即ち、納税義務を果たした上で、他者救済という善行を為している。教会は、もしそういった非宗教者達も行う善行の為の資金を一般市場から調達したいならば、納税義務のある同じ土俵に乗るのがフェアというものだ」と。

実はこの議論はこのままどこまで続けても平行線です。何故なら根底に「義」のとらえ方の違い、即ちrighteousness（神の義）とjustice（正義）の違いがあるからです。justiceとは公益あるいは公共福祉にうこと、地上世界的に正しいこと、人間に分かりやすい「義」です。他方righteousnessは神の御旨、みこころ。そう簡単に分かりません。東京ドームのフランシスコ教皇ミサ説教の言葉を借りれば「どんな人間的な計算をも凌駕する完成の道」ですし、ガブリ神父様の言葉を借りれば「愛と希望と赦しの国」です。

税務当局は、state（国家）に属します。国家は、神ではなく人間が作ったものだと考えられます。従って国家が認める「義」は、当然ながらjustice、人間に分かりやすい「義」となります。教会が思う「義」— righteousnessを、国家に認めてもらうのは根本的に不可能です。

ここで一点、補足します。「国」を表す英語にはnationもあり、こちらは宗教色を帯びます。これに対しstateは通常「近代合理主義国家」を意味し宗教色を持ちません。righteousnessを認めません。以下、「国家」をこういった「近代合理主義国家」の意味で用います。

国家に、教会が思う「義」を分かってもらうのは根本的に不可能。そして税務当局は、国家に属する。ですから論理的に、教会バザーを免税のまま開催するのは根本的に不可能だということになります。しかし西洋では、教会バザーは免税のままです。国家は税を課しません。一体、西洋ではどうしているのでしょうか？　私の知る限り、それには少なくとも二つの「仕組み」が関与しています。即ち、必要な条件が少なくとも二つあります。

第一に、西洋には、イエスの言葉「神のものは神に、カエサルのものはカエサルに」を起源とする、Church and State原理があります。図で説明しますが、ここでは「義」の代わりに、社会学の習慣に従って「規範」を使っています。また後で出て来るので英語も示しますと、「規範」はnorm、その形容詞形はnormativeです。

この原理では社会（society）は教会と国家から構成されると考えます。社会規範は、教会規範と国家規範から構成されると考えます。ここで、両者の規範が完全には合致していないことに注意してください。折り合わない規範においては、互いに治外法権となります。つまり両者とも、相手が自分の規範に反したからといって罰することはできません。この様な社会を「両権社会」、ラテン語で*Duo Sunt*と言います。

双方が折り合った規範もありますが、折り合わない規範もあります。特に「税」の問題は、今から2000年前「ローマ帝国に税金を納めるのは、神の御旨に反しないか？」とイエスがファリサイ派ヘロデ派の双方から質問を受けた時代から、教会と国家で意見が大きく分かれる問題です。この2000年前の質問に対するイエスの答えは秀逸です。即ち「神のものは神に、カエサルのものはカエサルに」。もっとも、何を神に託し何をカエサル（国家）に託すのか、これを私達一人一人が考えるのが大問題なのですが…。

図の中に、教会と国家が折り合わない規範として、訪日したフランシスコ教皇が挙げた「核なき平和」「死刑廃止」を載せておきました。フランシスコ教皇が、教会規範の具体例として明言してくれました。これらに関する今の日本の一般的考えはどうでしょうか。「核の傘の下にあるから日本は平和を保てる」「犯人の死刑を望む被害者家族も多いし、死刑があるから極悪犯罪が抑制される」と、所謂、just war（正義の戦争）ないしjust nuclear weapon（正義の核兵器）そしてjust death penalty（正義の死刑）の考え方をしています。従来のjustice、これが社会規範だと多数の日本人が考えています。

日本のカトリック人口は44万人。人口1億2千6百万人の0.4%弱。多数が「核による平和」「死刑容認」を支持し、「核なき平和」「死刑廃止」を支持する人がとても少ない。教会規範の存在を知らない、あるいは両権社会というものを知らない日本人には無理からぬ話です。日本は、国家権力だけが認められた言わば「単権社会」。社会 ＝ 国家、なのです。

第二の仕組み、西洋社会において免税で教会バザーを可能とするのに必要な第二の条件、それは、最新の租税理論です。Googleで”Taxing the Church”を[検索](https://www.google.com/search?q=%E2%80%9DTaxing+the+Church%E2%80%9D&oq=%E2%80%9DTaxing+the+Church%E2%80%9D&aqs=chrome..69i57j0l2.487j0j7&sourceid=chrome&ie=UTF-8)すれば、5万件以上ヒットするので興味のある方は調べてみてください。

難解なので詳しくは論じませんが、ここでは、[***Taxing the Church: Religion, Exemptions, Entanglement, and the Constitution***](https://www.amazon.co.jp/Taxing-Church-Exemptions-Entanglement-Constitution-ebook/dp/B075TDD321/ref%3Dsr_1_1?__mk_ja_JP=%E3%82%AB%E3%82%BF%E3%82%AB%E3%83%8A&keywords=Taxing+the+Church%3A+Religion%2C+Exemptions%2C+Entanglement%2C+and+the+Constitution&qid=1574407495&sr=8-1), Edward A. Zelinsky, Oxford University Press, 2017、『宗教行為者・宗教機関への免税は、church-state enforcement（教会と国家から構成される両権社会における法律執行）の「もつれ」を最小化させる作用を持ち、世俗の側から宗教の側に助成金を与える方法によってではなく、「もつれ」最小化のゴールへと向かうことを可能としている。したがってこの種の免税は、a normative tax base（或る規範を支持する税の基礎）の一部と見なされるべきである』という租税理論を挙げておきます。

「宗教への免税」が「或る規範を支持する税の基礎」となる。これは難解です。しかしこの考え方が、西洋社会において免税で教会バザーを可能とするのに必要な第二の仕組みとなっている、というのはそう難しくないのではと思います。

さて、ここから暗くて重い話になります。日本の現状を考えてみましょう。

日本は2015年に個人番号（マイナンバー）と法人ナンバーが導入されて以来、税務当局がお金の流れを厳しく監視するようになり、日増しに「[宗教法人の税務](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/h31_shukyo.pdf)」というjustice遵守圧力が強くなっています。例えば「宗教法人も法人税を払え」というようなことを税務当局は言ってきます。実はこれも現在の西洋租税理論から見ればトンチンカンな — 先程紹介した租税学者Zelinskyの言葉を借りれば — もつれたenforcement（法律執行）です。英語に直してみれば分かります。これは「religious legal personも、corporate income taxを払え」と言っているのです。つまり”legal person”と”corporate”とに同じ「法人」の和訳を当てはめ、この二つの概念を区別できていません。もつれてこんがらがっています。(詳しくは私のブログの記事『[legal person（法人）の元々の意味は…。](http://llc-research.jp/blog/column/244-concept-origin-of-legal-person/)』をご覧下さい。)

日本はキリスト教社会ではない。両権社会ではない。だから仕方がないのかもしれません。しかし、そう諦めて何もしないでいるとどうなるか。例えば現状のままで日本の幾つもの教会が、一般市場を使う教会バザーを行っていくとどうなるか…。税務当局は黙ったままではありません。追徴税、加算税、重加算税、それも納められていないとなれば、国家はcoercive enforceability（体罰に訴える強制執行力）を持っていますから、刑事罰、つまり罰金、禁固、懲役と、科してきます。教会を運営する宗教法人は、例えば資金ショートで追徴税等を納められないとなれば「破産」ではなく「脱税」とされて刑事罰が科されることもあり得ます。こともあろうに教会が刑事犯とされてしまうかもしれないのです。

日本はこのままでは、教会の将来が大変なことになる、と分かります。どうなるか…。このままだと、教会の将来はとても苦しい二者択一となるでしょう。justice遵守圧力に押され続けて、免税での対外活動が不可能となるか、教会をたたむか。この二者択一となるでしょう。

東京大司教区ではない他の司教区ですが、実際、次の様なことが既に始まっています。この司教区では50ほどの小教区教会が、「対内的」とは言えないバザーをそれぞれが毎年開催してきました。数年前この司教区に税務査察が入りました。税務の時効は5年です。司教区全体で過去5年間に開催されたバザーによる総額数億円の所得が申告されていない、と税務当局に指摘され数千万円の追徴税を納税させられました…。以来、この司教区は全ての小教区教会会計をネットで繋ぎオンライン化し、それぞれに専従の会計担当を雇い、日々の会計伝票帳簿の作成と月次の科目別収支集計表の報告を義務化しました。無論、地域の人達に幅広く教会を知ってもらう「開かれたバザー」を免税では開催できなくなりました。「ボーイスカウトは純粋な宗教活動とは言えない。教会にボーイスカウト室があるならば、そこは固定資産税の課税対象としよう」という話まで税務当局はし始めています。

では、小教区教会がここまで厳密な会計を行えない、あるいは、行わないとしたらどうなるか…。いずれ税務査察が入ります。税務会計の基準から見れば、ずさんな会計あるいは虚偽の会計だと指摘され、追徴税、重加算税、刑事罰…と事態は悪化の一途を辿るでしょう。結局、その小教区教会は、少なくとも表面的には、たたまざるを得なくなるでしょう。

説明が長くなりました。私なりに以上のように状況分析し、緊急対応として、今年に関しては教会バザーをやめざるを得ないと進言しました。また今後に関しても、何らかの打開策を打たない限り、教会が外の世界に働きかけることがどんどん難しくなっていく。この様に私としては「見立て」ます。

「世界中に出向いていって福音を宣べ伝えよう。」フランシスコ教皇が今回の日本訪問で繰り返していました。このミッション遂行について真剣に考えないといけない時が来たのでは、と思います。

･･･クリスマスなのに重い話をしてしまいました。今晩はお祝いしましょう。そして明日からは「どういう状況なのか」「どうしてそうなったのか」「どうすればいいのか」等について、多くの人が参加する幅広い話合いが始まることを望みます。そして、より適切な対応策が見いだされることを期待します。